

しずおか木の家推進事業者募集要項

本県は県土の64%が森林で、その多くは木材として使われることを待っているスギ・ヒノキの林です。しずおかの木をもっと使って欲しい。そんな思いから県では、県民の皆さんに県産材を使うことの意義や木の良さを理解していただく取組を進めています。

県産材の主な用途は住宅です。県では、まず、しずおかの木を使っていただくことが重要と考え、品質の確かな県産材製品を一定量以上使った住宅を取得する施主に対して、その費用の一部を助成する「住んでよし しずおか木の家推進事業」を実施します。

そこで、施主（県民）に対し、県産材を使うことの意義や木の良さを伝え、品質の確かな県産材製品の利用を積極的に提案していただける「しずおか木の家推進事業者」を募集します。

なお、「住んでよし しずおか木の家推進事業」で助成する対象は「しずおか木の家推進事業者」が設計又は施工した住宅とします。

1 募集対象

以下の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 県内に事務所又は営業所を有する住宅設計者、施工者
- (2) 施主（県民）に対し、品質の確かな県産材製品の利用を積極的に提案できる者
- (3) 県が指定する研修会等に、積極的に参加できる者
- (4) 県産材を使うことの意義や木の良さを広く県民に情報発信できる者

2 応募方法等

しずおか木の家推進事業者応募用紙(様式1)に記入のうえ、以下に提出してください。

- (1) 提出先：静岡県森林組合連合会
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6県庁西館9階
電話：054(253)0195 FAX：054(253)2328
- (2) 受付：随時

3 名簿への登載・公表

- (1) 応募した住宅設計者、施工者はしずおか木の家推進事業者名簿に登載されます。
- (2) しずおか木の家推進事業者名簿は、県のホームページ等により公表されます。

4 県が指定する研修会等

県産材の特徴や使い方、使うことの意義を習得する研修会等へ参加してください。

【住んでよし しずおか木の家推進事業活用の流れ】

